県立御影高等学校生徒指導に係る留意点

生徒指導部

公私を問わず、特定の生徒と必要以上に密接に関わったり、行動をともにすることは 避け、特に、以下の点に留意して、生徒と適切な関係を保つよう心掛ける。

1 生徒との連絡について

- ①生徒との電話による連絡は、原則として生徒の携帯電話には行わず、保護者を介した連絡を行う。
- ②やむを得ず生徒に直接電話連絡する際も、出来る限り生徒の携帯電話には行わず、 固定電話にて連絡を取り合うよう心掛ける。
- ③メール・SNSの使用は、教育活動(部活動指導・行事指導等)の必要時に限ることとし、メールやSNSを通じての私的なやり取りは行わない。使用に当たっては、可能な限り年度当初など早期の段階で管理職から許可を得るとともに、保護者にも伝え承諾を得るようにしておく。
- ④メールやSNSを通じての生徒と直接的なやり取りを行う際、その内容に関しては、 できる限り複数の教職員で情報を共有して透明性を高める。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ①原則として、校内もしくは保護者在宅の生徒宅に赴いて実施する。
- ②校外で行う場合は、事前に管理職の許可を得る。
- ③メールやSNSを使用しての相談は行わない。
- ④面談等を実施する場合は、状況に応じて、複数の教職員により組織的に対応する。 生徒への配慮から特定の教員が単独で関わることが適切と判断される場合には、部 屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないよう配慮する。

3 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ①原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- ②やむを得ず生徒を自家用車に乗せる必要がある場合は、事前に管理職の許可もしく は保護者の承諾を得る。但し、けが等で急を要する場合はその限りではない。